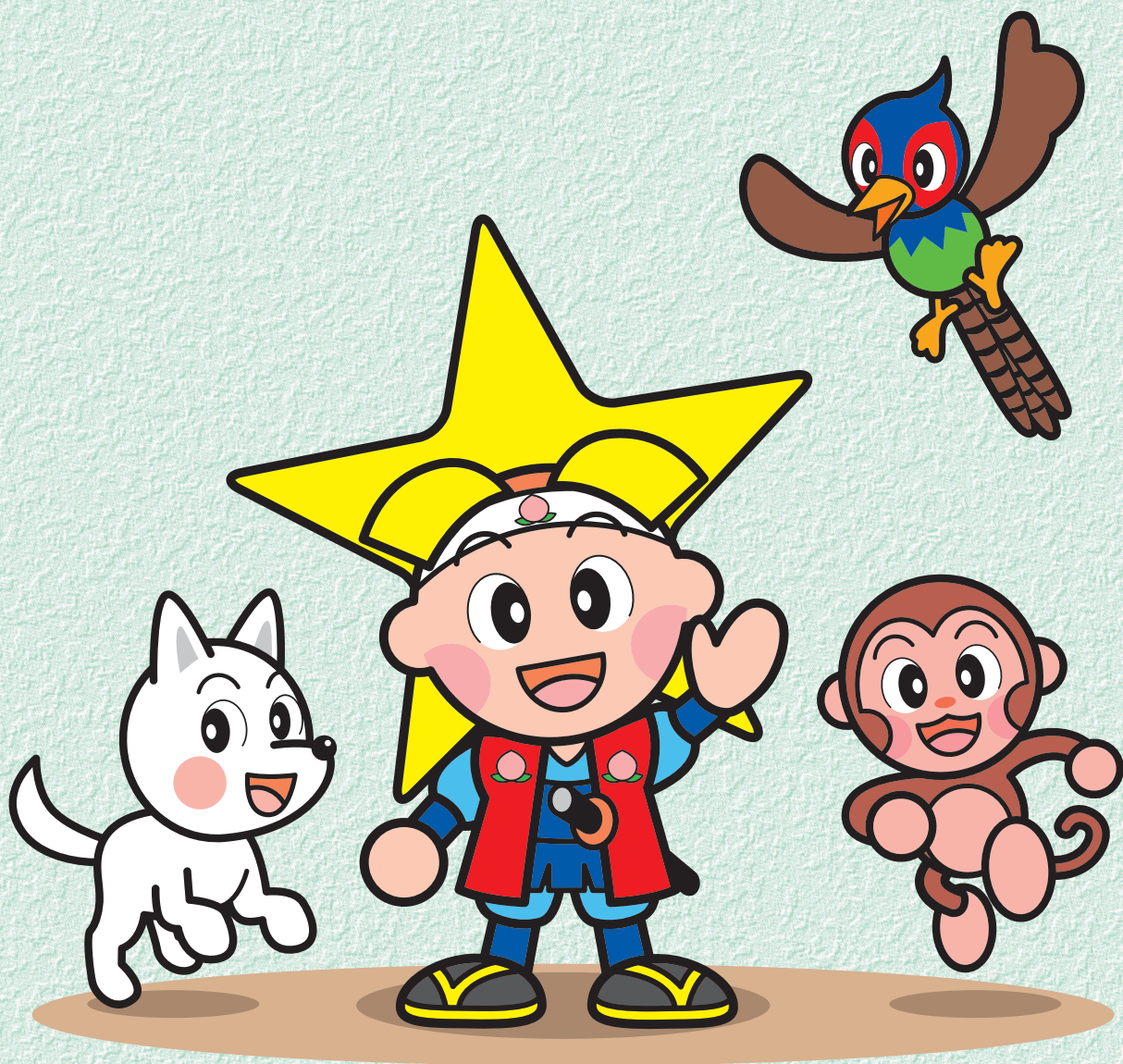


# 障害児とその家族への 支援ガイドブック



岡山県マスコット ももっち

平成20年3月 岡山県

# 障害児とその家庭への支援の図

## 子育てで気になるときは？(P1～)

乳・幼児期の疾病の予防や、お子さんの発達の遅れを早期に発見し、適切な支援を行う体制を整えています。

- ・子育ての相談
- ・乳幼児検診、各種検査
- ・子どもの発達支援相談
- ・すこやか親子教室 等

## 手帳について(P2～)

手帳を取得することで様々なサービスが受けられるようになります。

- ・身体障害者手帳
- ・療育手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳

## 障害児のための施設サービスなど(P8～)

障害を持ったお子さんに対して、障害の状態等に応じて、集団生活や社会生活へ適応できるよう、色々な訓練や指導を行う施設等です。

- ・障害児施設
- ・重症心身障害児(者)通園施設
- ・心身障害幼児通所訓練事業
- ・児童デイサービス事業者
- ・障害児等療育支援事業者 等

## 特別支援教育(P12～)

児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行います。

- ・特別支援学校
- ・訪問教育
- ・特別支援学級
- ・通級による指導 等



## 相談支援

地域で暮らすための利用について、相談の内容によって、まずは相談

- 児童相談所
- 市町村
- 相談支援事業者
- 民生委員・児童委員 等

全ての子ども達が家庭や地域で楽しく暮らしていけるように、  
色々な支援があります。一人で悩まず、まずはご相談下さい。

### 在宅福祉サービス(P13～)

在宅で、障害を持ったお子さんを育てている家庭に対して、色々な障害福祉サービスがあります。

- ・居宅介護、行動援護、重度障害者等包括支援、ショートステイ、移動支援事業、日中一時支援事業 等

### 日常生活支援(P15～)

障害を持ったお子さんが、日常生活で必要とする車いす等の用具の給付や住宅改造について一定の助成があります。

- ・補装具費の給付
- ・日常生活用具の給付・貸与
- ・住宅改造助成 等

### 医療費等の助成(P16～)

障害を持ったお子さんに対してかかる医療費については、障害の状態等に応じて、一定の助成制度があります。

- ・自立支援医療  
(育成医療、精神通院医療)
- ・心身障害者医療
- ・小児慢性特定疾患医療
- ・障害児施設医療



### 体制(P4～)

悩みや、福祉サービス等の  
談を受付けています。  
門機関等と連携しています。  
してください。

- おかやま発達障害者支援センター
- 岡山難病相談・支援センター
- 高次脳機能障害支援普及事業  
(川崎医科大学附属病院、旭川荘) 等

### 経済的支援(P18～)

障害児を育てている家庭に対しては、  
各種手当での支給や税制上の優遇措置  
等があります。

- ・障害児福祉手当
- ・特別児童扶養手当
- ・税制上の優遇措置
- ・各種料金の割引 等

# 子育てで気になるときは？



Q：日頃の子育てで、他の子どもと違うのではと感じたり、子どもの様子で気になることがあるときは、どうすればいいの？

A：相談できる機関はいろいろとあります。一人で悩まず、お住まいの市町村役場の子育て相談窓口や保健所、児童相談所にまずは相談してください。各健診の時にも相談を受付けています。また、各検査で早期に疾病等を発見し、療育につなぐ体制をとっています。



## まずは相談

### ■子育ての相談

日頃の子育てで、不安を感じたりしたときはまずは相談してください。

【相談窓口】 市町村子育て相談窓口、保健所、児童相談所

### ■妊産婦・乳幼児の健康診査

妊婦、乳幼児の健康管理を徹底し、疾病等の早期発見、早期治療を図るため、健康診査を行います。

【相談窓口】 市町村

### ■1歳6ヶ月児・3歳児健康診査

全ての市町村において、1歳6ヶ月児・3歳児健康診査が実施されています。市町村の保健センターなどにおいて集団検診の方法で実施されます。

【相談窓口】 市町村

## 各検査・親子教室

### ■先天性代謝異常等の検査

フェニルケトン尿症等の先天性代謝異常疾患の早期発見、早期治療を図るため、公費による検査を実施しています。検査は医療機関で生後5～7日の赤ちゃんの足の裏からごく少量の血液を採って検査します。

【相談窓口】 保健所

### ■新生児聴覚検査

聴覚障害を早期に発見するため、新生児を対象に自動聴性脳幹反応検査装置による聴覚検査を行っています。

【相談窓口】 保健所

※実際の検査は医療機関にて行います。

### ■発達支援相談・親子教室

育児不安等を抱える親子に対し、医師や臨床心理士、保健師等が専門的な相談に応じ、親子の状況に応じた支援をすることにより、子どもの適切な発達を支援しています。

- ・子どもの発達支援相談
- ・すこやか親子教室

【相談窓口】 保健所、市町村母子保健窓口

# 手帳について



Q：障害があると分かった時、手帳はどのようにして取得するのですか？



A：障害の内容によって取得できる手帳が異なります。手帳を取得することによって様々なサービスが受けられるようになります。

## ■身体障害者手帳

身体障害児に関する色々なサービスを受けるためには、身体障害者手帳が必要です。この手帳は、目や耳、手足、内臓などに一定程度以上の永続する障害のある方に、県知事から交付されます。（岡山市、倉敷市にお住まいの方にはそれぞれの市長から交付されます。）

### ○身体障害者手帳の交付手続き



※提出書類

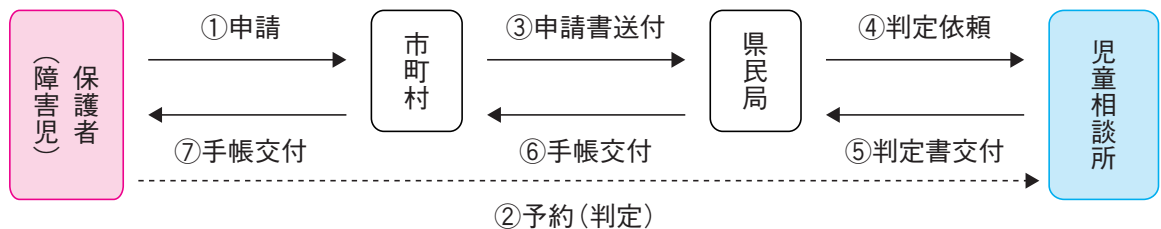
- ・申請書、指定医師の診断書（指定医師については、市町村でおたずねください。）
- ・本人の顔写真1枚（横3cm×縦4cm）

【相談窓口】 市町村、県民局健康福祉部福祉振興課障害福祉班

## ■療育手帳

療育手帳は知的障害児が一貫した支援や相談、各種の福祉サービスを受けやすくするために県知事が交付を行っている手帳です。交付される手帳には、障害程度により「A」（最重度及び重度）「B」（中度及び軽度）と表示されます。障害程度の判定は、児童相談所で行われ、知的能力と社会適応能力の程度を測定し、それらを総合的に判定します。

### ○療育手帳の交付手続き



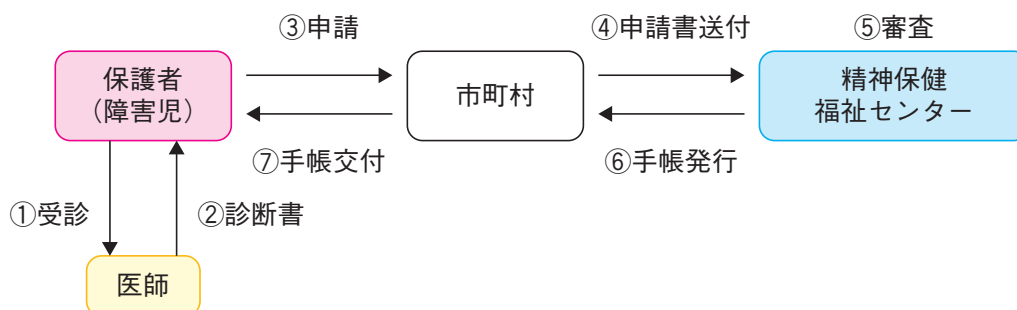
※提出書類、申請書、本人の顔写真1枚（横3cm×縦4cm）

【相談窓口】 市町村、県民局健康福祉部福祉振興課障害福祉班、児童相談所

## 精神障害者保健福祉手帳

この手帳の交付を受けた方は、税制上の優遇措置、公共施設利用料の減免や生活保護の障害者加算の認定手続きの支援策が受けられます。精神疾患を有する方のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方が対象となります。

### ○精神障害者手帳の交付手続き



### ※提出書類

- ・申請書、医師の診断書又は精神障害を事由とした障害年金証書等の写し、本人の顔写真1枚（横3cm×縦4cm）

**【相談窓口】 市町村、精神保健福祉センター**



# 相談支援体制



Q：子どもの障害のことや福祉サービスの利用などで悩んだときは、どこに相談すればいいですか。



A：相談できる機関はいろいろとあります。お近くの相談機関にまずは連絡してください。相談の内容によって、それぞれ専門の支援機関等と連携を取って対応します。

## 一般的な相談

### ■障害児・者相談支援窓口

福祉サービスの利用や、地域で生活する上で困っていることなど、障害のある方やそのご家族の相談に応じています。

【相談窓口】 市町村、又は委託を受けた指定相談支援事業所（P 6を参照）

### ■児童相談所

子どもに関するさまざまな相談に応じる公立の機関です。児童本人、家族、学校や保育所の先生、地域の方など、どなたからの相談にも応じています。

【相談窓口】 児童相談所

### ■相談支援事業

相談支援専門員が、障害児(者)などの生活上の様々な問題について、相談に応じ、必要な情報の提供を行うとともに、障害福祉サービスなどの利用計画の作成を行います。

【相談窓口】 指定相談支援事業者

※県内の指定相談支援事業者は、[http://www.pref.okayama.jp/soshiki/detail.html?lif\\_id=10526](http://www.pref.okayama.jp/soshiki/detail.html?lif_id=10526)を参照してください。

### ■身近な相談員

【問い合わせ先】 市町村

#### ○民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、身近な地域において児童や障害者、高齢者、母子家庭などに対して生活に関する身近な相談や福祉に関する相談を行っています。

最寄りの民生委員・児童委員の氏名、連絡先は、各市町村役場へお問い合わせ下さい。

#### ○身体障害者相談員

地域にお住まいの身体障害児(者)の相談に応じるとともに、障害者の地域活動の推進や障害者福祉の普及、啓発等を行っています。

最寄りの相談員の氏名、連絡先は、各市町村役場にお問い合わせ下さい。

#### ○知的障害者相談員

地域にお住まいの知的障害児(者)及びその家族の相談に応じるとともに、障害者の地域活動の推進や障害福祉の普及・啓発等を行っています。

最寄りの相談員の氏名、連絡先は各市町村役場へお問い合わせ下さい。

### 発達障害に関すること

#### ○おかやま発達障害者支援センター

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障害児(者)及びその家族等からの相談に応じるとともに、適切な指導又は助言を行います。

【相談窓口】 [おかやま発達障害者支援センター](#) TEL 086-275-9277

#### ○発達障害者支援コーディネーター

下記の市町村に、発達障害者支援コーディネーターを配置し、ライフステージに応じた一貫した支援を的確に行います。

【相談窓口】 [倉敷市](#)、[笠岡市](#)、[新見市](#)

### 高次脳機能障害に関すること

支援拠点施設において、脳血管障害などによる高次脳機能障害児(者)へ専門的な支援を行い、地域ネットワークの充実を図り、適切な支援が提供される体制の整備と適切な支援の普及を図っています。また、家族会活動が行われ、電話相談も行っています。

【相談窓口】 [川崎医科大学附属病院](#)、[おかやま福祉の郷地域活動支援センター（支援拠点施設）](#)  
[NPO法人岡山脳外傷友の会モモ（家族会活動）](#)

※高次脳機能障害とは

交通事故やスポーツ事故などによる外傷性脳損傷や脳血管障害、脳腫瘍、脳炎などの病気によって、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害など、行動や精神に変調をきたすことを「高次脳機能障害」と言います。

### 難病に関すること

難病患者及びその家族からの療養上の悩みや不安、就労に関する相談等を行っています。難病患者・家族の集い、交流会等を行っています。患者同士で集まれる談話室も設けています。

【相談窓口】 [岡山県難病相談・支援センター](#) TEL 086-246-6284

### その他

#### ○福祉サービスに関する苦情解決事業

岡山県運営適正化委員会では、施設や在宅福祉サービスを利用している中で生じた苦情（事業者との話し合いでは解決できない苦情又は直接事業者には話しにくい苦情）を受付、内容を確認し、必要に応じ事業者への事情調査を行うほか、苦情解決に向けたあっせんを行います。相談は無料です。

【相談窓口】 [岡山県運営適正化委員会（岡山県社会福祉協議会内）](#) TEL 086-226-9400

#### ○障害者の暮らしと権利相談

相談窓口で、障害児(者)又は家族関係者からの障害者の人権及び権利養護に関する相談に対応して、必要な助言を行い、内容に応じて弁護士等の専門相談員により対応するほか、必要に応じて他の専門機関の紹介、取り次ぎ等を行います。

【相談窓口】 [岡山県障害者社会参加促進センター](#) TEL 086-223-0020 FAX 086-223-4597

#### ○身体障害者(児)巡回更生相談事業

遠隔地等の理由により、身体障害者更生相談所への来所が困難な身体障害者(児)を対象に、巡回して、医学的な判定を行うなど各種の診断及び更生相談に応じています。

【問い合わせ先】 [岡山県福祉相談センター（身体障害者更生相談所）](#) TEL 086-235-4577



## 障害児・者相談支援窓口

市町村名	施設名・担当部課名等	住 所	電話番号
岡 山 市	地域サポートセンター 仲よし	〒700-0032 岡山市昭和町6-26	086-214-5103
	地域活動支援センター 旭川荘	〒703-8555 岡山市祇園地先	086-275-4518
	おかやま福祉の郷 地域活動支援センター	〒700-0952 岡山市平田407	086-245-7361
	地域活動支援センター ばる・おかやま	〒703-8236 岡山市国富2-2-29	086-270-3322
	支援センター コンドル	〒702-8026 岡山市浦安本町208-6	086-261-7228
	障害者生活支援センター こら〜れ	〒709-3111 岡山市建部町福渡834-2	0867-22-5200
玉 野 市	玉野市社会福祉事務所	〒706-8510 玉野市宇野1-27-1	0863-32-5556
	相談支援事業所のぞみ	〒706-0143 玉野市木目1461	0863-71-0110
	地域活動支援センター ころの里	〒706-0011 玉野市宇野1-8-8	0863-33-5151
備 前 市	地域生活支援センター パレット	〒705-0021 備前市西片上193-1	0869-63-4329
瀬戸内市	地域生活支援センター スマイル	〒701-4246 瀬戸内市邑久町山田庄880-1	0869-22-9600
赤 磐 市	地域生活支援センター パレット	〒705-0021 備前市西片上193-1	0869-63-4329
和 気 町	地域生活支援センター パレット	〒705-0021 備前市西片上193-1	0869-63-4329
	和気町役場（相談員配置）	〒709-0495 和気郡和気町尺所555	0869-93-1125
	東備地域生活支援センター	〒709-0451 和気郡和気町和気702	0869-93-2565
吉備中央町	吉備の里相談支援センター	〒709-2344 加賀郡吉備中央町上野2470-6	0866-56-8404
	吉備中央町 福祉課	〒716-1192 加賀郡吉備中央町豊野1-2	0866-54-1317
倉 敷 市	倉敷市総合療育相談センター	〒710-0834 倉敷市笹沖180番地 ぐらしき健康福祉プラザ	086-434-9882
	倉敷地域生活支援センター	〒710-0002 倉敷市生坂836-1	086-464-4310
	倉敷市児島障害者支援センター	〒711-0921 倉敷市児島駅前4丁目83-2	086-472-3855
	倉敷市玉島障害者支援センター	〒713-8121 倉敷市玉島阿賀崎2丁目1-10	086-525-7867
笠 岡 市 井 原 市 浅 口 市 里 庄 町 矢 掛 町	井笠圏域障害者相談支援センター ここのしま荘	〒714-0044 笠岡市神島3628-3	0865-67-6114
	井笠圏域障害者相談支援センター ふぁみりあ	〒714-0057 笠岡市金浦746	0865-66-0848
	井笠圏域障害者相談支援センター すみれ会	〒714-0081 笠岡市笠岡2627	0865-63-4060
総 社 市	総社市社会福祉協議会 相談支援事業所	〒719-1131 総社市中央一丁目1-3	0866-92-8555
高 梁 市	高梁市役所 社会福祉課・健康づくり課	〒716-0036 高梁市松原通2043番地	0866-21-0264
新 見 市	新見市障害者地域活動支援センター	〒718-0003 新見市高尾2488-13	0867-71-2166
早 島 町	倉敷地域生活支援センター	〒710-0002 倉敷市生坂836-1	086-464-4310
津 山 市	地域生活支援センター ネクスト津山	〒708-0884 津山市津山口308番地5	0868-22-1177
	美作地域生活支援センター	〒708-0841 津山市川崎1580番地	0868-21-8830
	つやま地域生活支援センター つばさ	〒708-0044 津山市安岡町42	0868-28-0536
真 庭 市	真庭地域生活支援センター	〒719-3143 真庭市下市瀬653	0867-52-7966

市町村名	施設名・担当部課名等	住 所	電話番号
美作市	美作市障害者地域活動支援センター なごみ	〒709-4234 美作市江見945	0868-72-1158
新庄村	新庄村役場住民福祉課	〒717-0201 真庭郡新庄村2008-1	0867-56-2646
鏡野町 久米南町 美咲町	地域生活支援センター ネクスト津山	〒708-0884 津山市津山口308-5	0868-22-1177
	つやま地域生活支援センター つばさ	〒708-0044 津山市安岡町42	0868-28-0536
勝央町	勝央町総合保健福祉センター (健康福祉部)	〒709-4334 勝田郡勝央町平242-1	0868-38-7102
	勝田郡地域生活支援センター 虹	〒709-4311 勝田郡勝央町岡1338	0868-38-0161
奈義町	奈義町役場 健康福祉課	〒708-1323 奈義町豊沢327-1	0868-36-6700
	勝田郡地域生活支援センター 虹	〒709-4311 勝田郡勝央町岡1338	0868-38-0161
西粟倉村	特定非営利活動法人 サポートセンターウイズ	〒708-0052 岡山県津山市田町115	0868-22-3192
	つやま地域生活支援センター つばさ	〒708-0044 津山市安岡町42	0868-28-0536

## 児童相談所

児童相談所名	所在地	電話番号	所管区域
中央児童相談所	〒700-0807 岡山市南方2-13-1	086-235-4152	岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町
倉敷児童相談所	〒710-0052 倉敷市美和1-14-31	086-421-0991	倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町
倉敷児童相談所 高梁分室	〒716-0062 高梁市落合町近似286-1	0866-22-4111	高梁市
倉敷児童相談所 高梁分室新見相談室	〒718-0011 新見市新見2056-1	0867-72-1177	新見市
津山児童相談所	〒708-0004 津山市山北288-1	0868-23-5131	津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町

## 高次脳機能障害支援拠点

支援拠点機関名	住 所	電話相談窓口	相 談 内 容
川崎医科大学附属病院 リハビリテーションセンター	〒701-0192 倉敷市松島577	086-462-1111 内線81233	・診断、治療、リハビリテーションに関すること ・就業、就学、福祉、在宅に関する相談支援 ・家族支援
社会福祉法人旭川荘 おかやま福祉の郷地域活動 支援センター（のぞみ寮）	〒700-0952 岡山市平田407	086-245-7361	・生活訓練に関すること ・就業、就学、福祉、在宅に関する相談支援 ・家族支援
家族会活動(団体名)	住 所	電話相談窓口	相 談 内 容
NPO法人 おかやま脳外傷友の会・モモ	〒710-0004 岡山県倉敷市西坂1709 倉敷市地域福祉作業所 「工房カタツムリ」内事務局	086-463-9400	ピアサポート ・当事者、家族の悩みや問題解決のために同じよ うな経験をしてきた当事者、家族が対応します。 ・電話相談・面談・当事者・家族同士の話し合い

# 障害児のための施設サービスなど



Q：障害児が利用できる施設はどんなものがあるのですか。

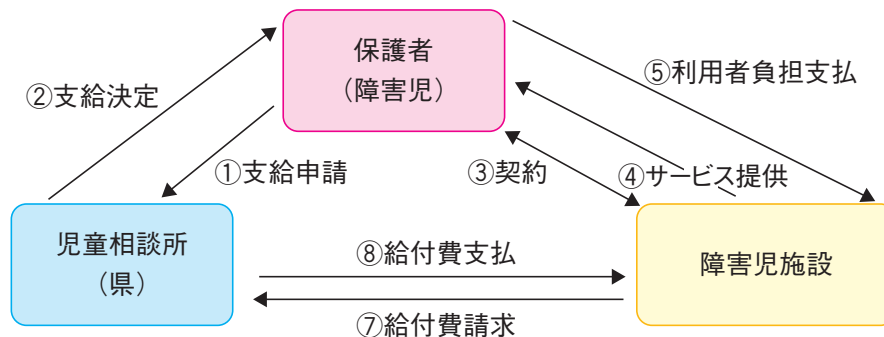


A：障害の状態等に応じた、障害児のための施設サービスがあります。障害児のために、集団生活や社会生活へ適応できるよう、色々な訓練や指導等を行っています。

## 【相談窓口】居住地を所管する児童相談所

### ■障害児施設

障害児施設福祉サービスを受けるには、児童相談所の窓口で支給申請を行い、児童相談所から支給決定・受給者証の交付を受ける必要があります。支給決定されたら、施設と契約しサービスを利用し、保護者等は決められた利用者負担額を支払います。



#### ○知的障害児施設

知的障害児を入所させて、自立のために必要な知識、技能を身につけることを目的とする施設です。

#### ○知的障害児通園施設

知的障害児を保護者のもとから通わせて、自立のために必要な知識、技能を身につけることを目的とする施設です。

#### ○難聴幼児通園施設

難聴幼児を保護者のもとから通わせて指導・訓練を行うことにより、難聴幼児の聴能、言語の発達を促す施設です。

#### ○肢体不自由児施設

上肢、下肢又は体幹の機能に障害のある肢体不自由児を入所又は通所させ、日常生活の指導、医療的療育にあたる施設です。

#### ○肢体不自由児通園施設

上肢、下肢又は体幹の機能に障害のある肢体不自由児を保護者のもとから通わせて、日常生活の指導、医療的療育にあたる施設です。

#### ○重症心身障害児施設

重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している障害児(者)を入所させ、日常生活上の指導、医療的療育に当たる施設です。

※県外の施設でも、契約・サービスの利用は出来ます。

## ■重症心身障害児(者)通園施設

在宅の重症心身障害児(者)を対象に、在宅療育技術の習得及び運動機能の発達を図るため、必要な療育、日常生活動作、運動機能等の訓練指導を行います。

【相談窓口】 居住地を所管する児童相談所

## ■心身障害幼児通所訓練事業

施設を利用することが困難な地域の心身に障害のある幼児を対象に、コミュニケーションの障害、運動機能の障害、問題行動などを早期に改善し、社会生活、集団生活への適応を促進するため、訓練指導を行います。

【相談窓口】 市町村（備前市、高梁市、新見市、真庭市、早島町）県民局福祉振興課障害福祉班

## ■児童デイサービス事業者

障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練を行います。このサービスを受けるには、市町村の窓口で支給申請を行い、支給決定を受ける必要があります。

【相談窓口】 市町村

## ■障害児等療育支援事業

在宅の障害児(者)の地域における生活を支えるため、身近な地域での療育指導や療育相談等の支援活動を行います。

【相談窓口】 県庁障害福祉課障害者自立支援班、岡山市、倉敷市

### 実施施設一覧表

施設名	所在地	電話番号	主な担当区域
地域サポートセンター 仲よし	〒700-0032 岡山市昭和町6-26	086-214-5103	岡山市内全域
地域活動支援センター 旭川荘	〒703-8555 岡山市祇園地先	086-275-4518	岡山市内全域
おかやま福祉の郷地域活動支援センター	〒700-0952 岡山市平田407	086-245-7361	岡山市内全域
地域活動支援センター ばる・おかやま	〒703-8236 岡山市国富2-2-29	086-270-3322	岡山市内全域
支援センター コンドル	〒702-8026 岡山市浦安本町208-6	086-261-7228	岡山市内全域
障害者生活支援センター ころ〜れ	〒709-3111 岡山市建部町福渡834-2	0867-22-5200	岡山市内全域
倉敷地域生活支援センター	〒710-0002 倉敷市生坂836-1	086-464-4310	倉敷市全域
旭川児童院地域療育センター	〒703-8555 岡山市祇園地先	086-275-4518	玉野市、瀬戸内市、吉備中央町等
地域生活支援センター パレット	〒705-0021 備前市西片上193-1	0869-63-7200	備前市、赤磐市、瀬戸内市、和気町
笠岡学園	〒714-0057 笠岡市金浦746	0865-66-0844	笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町
健康の森学園	〒718-0000 新見市哲多町大野2034-5	0867-96-2995	新見市、高梁市
真庭地域生活支援センター	〒719-3143 真庭市下市瀬653	0867-52-7966	真庭市、新庄村
キッズみのり	〒708-0013 津山市二宮999	0868-28-0536 (0522)	津山市、美作市、鏡野町、久米南町、美咲町、勝央町、奈義町、西粟倉村
美作地域生活支援センター	〒708-0841 津山市川崎1508	0868-21-8830	津山市、美作市等

## 障害児施設一覧表

施設種別	施設名	所在地	電話番号
知的障害児施設	旭川学園	〒703-8555 岡山市祇園地先	086-275-4647
	岡山県立おかやま福祉の郷わかくさ学園	〒700-0952 岡山市平田407	086-805-3806
	ももぞの学園	〒701-1461 岡山市粟井2789	086-299-0622
	津山ひかり学園 育成寮	〒708-0841 津山市川崎1508	0868-26-1091
知的障害児通園施設	みどり学園	〒703-8555 岡山市祇園地先	086-275-2119
	倉敷学園	〒712-8011 倉敷市連島町連島5-2	086-448-1144
	キッズみのり	〒708-0013 津山市二宮999-5	0868-28-0522
	笠岡学園	〒714-0057 笠岡市金浦746	0865-66-0844
	総社はばたき園	〒719-1155 総社市小寺365	0866-92-2384
難聴幼児通園施設	岡山かなりや学園	〒700-0927 岡山市西古松321-102	086-241-1415
肢体不自由児施設	旭川療育園	〒703-8555 岡山市祇園地先	086-275-1881
肢体不自由児通園施設	倉敷市くすのき園	〒710-0031 倉敷市有城710	086-429-1391
重症心身障害児施設	旭川児童院	〒703-8555 岡山市祇園地先	086-275-1951
	睦学園	〒703-8555 岡山市祇園地先	086-275-1881
	南岡山医療センター	〒701-0304 都窪郡早島町早島4066	086-482-1121

## 重症心身障害児(者)通園施設一覧表

施設名	所在地	電話番号
旭川児童院	〒703-8555 岡山市祇園地先	086-275-1951
倉敷市くすのき園	〒710-0031 倉敷市有城710	086-429-1391
ときわ通園センター	〒714-0075 笠岡市有田1778	0865-66-2080
いんべ通園センターもみじ	〒705-0001 備前市伊部974-2	0869-63-6001
松山通園センター	〒716-0061 高梁市落合町阿部2531-11	0866-22-7101
南岡山医療「つくし園」	〒701-0304 都窪郡早島町早島4066	086-482-1121
デイ・ケアセンターピーハウス	〒708-0332 苫田郡鏡野町吉原312	0868-54-0312

## 心身障害幼児通所訓練事業実施場所一覧表

施設名	所在地	電話番号
ひよこ園	〒716-0029 高梁市向町21-3 高梁市保健センター	0866-22-7243
ひまわり教室	〒718-0016 新見市金谷640-1 新見市保健福祉センター	0867-72-6129
マザースクール	〒705-0022 備前市東片上126 備前市保健センター	0869-64-3301
たんぽぽ園	〒719-3143 真庭市下市瀬558-1 落合老人福祉センター	0867-52-3544
ひまわり教室	〒701-0303 都窪郡早島町前湯370-1 早島町健康づくりセンター	086-482-0611

**児童デイサービス事業者**（平成20年2月1日現在。指定事業者名簿は随時HPで公開していますので、そちらからもご確認ください。）

事業所名称	住所	電話番号
ふる一つ村	〒700-0026 岡山市奉還町1-2-12	086-254-7768
デイサービス ぐるぐるめろん島	〒700-0026 岡山市奉還町1-2-13	086-254-7768
デイサービス まな星	〒700-0013 岡山市伊福町3-28-14	086-214-0553
くわのみどりの家	〒702-8002 岡山市桑野715-2	086-274-5155
バンビの家	〒703-8207 岡山市祇園地先	086-275-0834
みどり学園	〒703-8207 岡山市祇園地先	086-275-2119
デイサービスことりの森	〒709-0615 岡山市才崎458-5	086-297-0801
土曜すくうる	〒703-8283 岡山市赤坂南新町6-1	086-272-0625
特定非営利活動法人 土田の里	〒703-8217 岡山市土田943-2	086-279-5347
非営利活動法人 子育てサポートもみの木	〒701-1463 岡山市足守2389	086-295-0342
つばさ児童デイサービスセンター	〒703-8277 岡山市御成町10-5	086-270-0745
エンゼルくらぶ	〒711-0906 倉敷市児島下の町3-8-60	086-473-9300
倉敷学園	〒712-8011 倉敷市連島町連島5-2	086-448-1144
小ざくら園	〒712-8062 倉敷市水島北幸町2-3	086-446-2217
T・L・S・Cきらり倉敷	〒710-0836 倉敷市沖194-1	086-435-9820
T・L・S・Cきらり児島	〒711-0913 倉敷市児島味野1-1-22	086-473-0667
にこ	〒710-0833 倉敷市西中新田373-9	086-421-8277
こまちデイサービス	〒701-0026 倉敷市加須山223-1	086-428-0116
介護センターきらめき	〒710-0807 倉敷市西阿知町1253	086-466-0670
ぽこ・あ・ぽこ	〒710-0005 倉敷市西岡1093-2	086-486-0069
児童デイサービス めやすぽこ・きっず	〒710-0803 倉敷市中島638-13	086-466-0751
T・L・S・Cきらり玉島	〒713-8103 倉敷市玉島乙島5796-53	086-476-5515
キッズみのり児童デイサービス事業所	〒708-0013 津山市二宮999	0868-28-0536
津山市障害児通園（デイサービス）ふれあい	〒708-0882 津山市大谷600	0868-24-9402
じゃんぐえいど	〒706-0001 玉野市田井4-9-20	0863-32-2271
指定児童デイサービス事業所 笠岡学園	〒714-0057 笠岡市金浦746	0865-66-0844
社会福祉法人 井原市社会福祉協議会 指定児童デイサービス事業所	〒715-0019 井原市井原町1110	0866-62-1484
指定児童デイサービス事業所 てくてく	〒715-0004 井原市木之子174-3	0866-63-2003
第2種社会福祉事業障害福祉サービス事業 （総社はばたき園）	〒719-1155 総社市小寺365	0866-92-2384
アイデイ	〒719-1156 総社市門田507	0866-93-3311
みずたま	〒716-0033 高梁市南町199	0866-22-3611
児童デイサービスセンター 赤磐ぐんぐん	〒709-0826 赤磐市和田194-1	086-955-6758
生活支援センターいるかの家児童デイサービス事業所	〒714-0101 浅口市寄島町16089-16	0865-54-2001

# 特別支援教育



Q：障害のため、地元の学校に通えないときはどうすればいいの？



A：子ども一人一人の教育的ニーズに応じた教育の場が確保されています。特別支援学校や家庭や病院等に教師が出向く訪問教育もあります。

## 【相談窓口】市町村教育委員会

### ■通級による指導

小・中学校の通常の学級に在籍している障害の程度が軽度の児童が、障害の状態に応じた指導を受けることが出来ます。

県内では、小学校の児童を対象として、言語障害、情緒障害、聴覚障害の通級指導教室を設置しています。また、中学校の生徒を対象とした通級指導教室も設置しています。

### ■特別支援学級

小・中学校に知的障害、肢体不自由、病弱、身体虚弱、弱視、難聴、情緒障害の児童生徒を対象とした学級を設置しています。

### ■訪問教育

重度又は重複の障害のため、学校へ通学して教育を受けることが困難な児童生徒には、家庭や病院・施設に教師が出向いて教育を行います。

### ■特別支援学校（盲・聾・養護学校）

子どもの発達や障害の状況に応じた教育を行う設備や教師を配置している学校には、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱の児童・生徒を対象とした特別支援学校があります。各学校には小学部・中学部・高等部のほか、学校によっては幼稚部が設置されています。

区分	学校名	幼	小	中	高	寄宿舎	所在地	電話番号
視覚障害	岡山盲学校		○	○	○	○	〒703-8235 岡山市原尾島4-16-53	086-272-3165
聴覚障害	岡山聾学校	○	○	○	○	○	〒703-8217 岡山市土田51	086-279-2127
知的障害	岡山西養護学校		○	○	○		〒700-0951 岡山市田中579	086-243-4535
	岡山東養護学校		○	○	○		〒703-8216 岡山市穴廿1018	086-279-3020
	岡城南養護学校		○	○	○		〒701-0212 岡山市内尾721-3	086-298-1090
	西備養護学校		○	○	○		〒714-0071 笠岡市東大戸5075-1	0865-63-1603
	健康の森学園養護学校		○	○	○	○	〒718-0313 新見市哲多町大野2034-5	0867-96-2995
	東備養護学校		○	○	○		〒705-0013 備前市福田637	0869-66-8501
	誕生寺養護学校		○	○	○	○	〒709-3603 久米郡久米南町山ノ城110-2	0867-28-2321
	倉敷養護学校		○	○	○		〒710-0036 倉敷市粒浦388-1	086-425-4611
肢体不自由	岡山大学教育学部附属特別支援学校		○	○	○		〒703-8282 岡山市平井3-914	086-277-7431
	岡山養護学校		○	○	○	○	〒703-8217 岡山市祇園地先	086-275-1010
	岡山東養護学校		○	○	○		〒703-8216 岡山市穴廿1018	086-279-3020
	西備養護学校		○	○	○		〒714-0071 笠岡市東大戸5075-1	0865-63-1603
	早島養護学校		○	○	○		〒701-0304 都窪郡早島町早島4063	086-482-2131
病弱	誕生寺養護学校		○	○	○	○	〒709-3603 久米郡久米南町山ノ城110-2	0867-28-2321
	早島養護学校		○	○	○		〒701-0304 都窪郡早島町早島4063	086-482-2131

# 在宅福祉サービス



Q：在宅の障害児に対してはどのようなサービスがあるのですか？



A：障害者自立支援法によって以下のようなサービスがあります。利用には、各市町村で、申請や申込等が必要です。

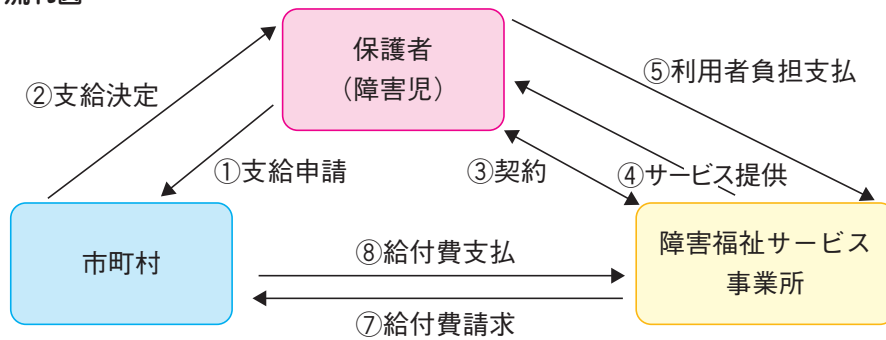
## 障害福祉サービス

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスで、在宅の障害児を対象とするサービスには、居宅介護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所等のサービスがあります。

これらのサービスを受けるには、市町村の窓口で支給申請を行い、市町村から支給決定・受給者証の交付を受ける必要があります。障害の程度等によって受けられるサービスの内容、量は異なります。

【相談窓口】 市町村

### ○サービス利用の流れ図



### ○居宅介護（ホームヘルプサービス）

居宅において入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言等を行います。

- ・身体介護 居宅において、身体介護（入浴、排泄、食事等の介護）を行います。
- ・家事援助 居宅において、調理、洗濯、掃除等の家事の援助を行います。
- ・通院介助 通院のため屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続き、移動等の介助を行います。
- ・通院等乗降介助 通院のために、ホームヘルパー自らが運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前もしくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続き、移動の介助を行います。





### ○行動援護

自己判断能力が制限されている障害児が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

### ○重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い障害児に、居宅介護等の複数のサービスを包括的に提供します。

### ○短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の時などに、短期間、夜間も含めて施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

### ○児童デイサービス

障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練を行います。

## ■地域生活支援事業のサービス

地域生活支援事業は、市町村が地域の実情に応じて実施するもので、サービスの内容、利用方法など、事業の内容は市町村により異なりますので、詳しくはお住まいの市町村にお尋ね下さい。

### 【相談窓口】 市町村

### ○移動支援事業（ガイドヘルプサービス等）

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。個別支援型（マンツーマン支援）、グループ支援型、車両移送型の類型がありますが、どのような支援を行うかは、市町村によって異なります。

### ○日中一時支援事業

障害児の日中における活動の場を確保し、障害児の家族の就労支援及び障害児を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とします。

日中に障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、学校の空き教室等において、活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等を行います。

### ○地域活動支援センター

障害児(者)を対象に、創作活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等を支援します。

### ○生活サポート事業

介護給付支給決定者以外の児(者)を対象に、日常生活に関する支援・家事に対する必要な支援を行います。



# 日常生活支援



Q：障害児が日常使う装具について助成はあるのでしょうか。



A：補装具や日常生活用具については一定の公費助成制度や、給付・貸与制度があります。

## ■補装具費の支給

補装具とは、義肢、装具、車いすなど、身体機能を補完し、又は代替し、かつ長期にわたり継続して使用できるものです。補装具の購入又は修理に要した費用について、補装具費を支給します。原則として1割の利用者負担が必要ですが、所得に応じて一定の負担上限が設定されます。

【相談窓口】 市町村

## ■日常生活用具の給付・貸与

日常生活用具とは、障害児(者)が家庭生活を営む上での不便さを軽減し、自立した生活を容易にするために必要な用具です。詳しい対象品目、対象者及び自己負担額は、それぞれの市町村が決定しますので、お住まいの市町村役場へお問い合わせ下さい。

【相談窓口】 市町村

Q：障害児のために玄関を改造したいのですが、何か助成はありますか？



A：住環境の改善については、住宅改造経費の助成の他に県営住宅入居の優遇措置があります。

## ■住宅改造経費の助成

重度の障害児(者)の安全で快適な居住空間を確保するため、玄関や浴室、台所、便所等を改造する場合、その一部を助成します。

なお、助成制度の有無及び詳細については市町村によって異なりますので、お住まいの市町村役場へお問い合わせ下さい。

【相談窓口】 市町村

## ■県営住宅への入居

県では、4月、7月、10月、1月の年4回、県営住宅の入居募集を行っています。

同居親族に障害児がいる場合は、当選率の優遇措置を行うとともに、入居収入基準の緩和措置を行っています。

【相談窓口】 岡山県住宅供給公社 TEL 086-222-6696

# 医療費等の助成



Q：障害児の医療費にはどんな助成があるのですか？



A：障害児の医療についてはその医療の内容によって様々な医療費の公費負担制度があります。自己負担額の軽減等を図っています。

## ■自立支援医療（育成医療）

身体に障害がある児童であって、手術等の治療により身体上の障害が軽くなり、日常生活が容易にできるようになる児童が、指定育成医療機関において治療等を受ける場合に、その治療に要する医療費の自己負担額を公費により負担する制度です。一定所得未満の方は医療費の公費負担を受けることが出来ます。自己負担は原則1割ですが、所得水準に応じて負担上限月額が設定されています。

【相談窓口】 保健所、県庁保健福祉部医薬安全課特定保険対策班

## ■自立支援医療（精神通院医療）

てんかん、統合失調症、うつ病など、通院による医療について、その医療費の自己負担額を公費により負担する制度です。一定所得未満の方は公費負担を受けることが出来ます。自己負担は原則1割ですが、所得水準に応じて負担上限月額が設定されています。

【相談窓口】 市町村、岡山県精神保健福祉センター（支援事務科）

## ■心身障害者医療費公費負担制度

重度の心身障害児(者)が社会保険等で医療を受けた場合は、その自己負担額の一部について市町村が助成します。

(助成対象児童)

・身体障害者手帳1～2級所持者 ・重度、又は中度の知的障害で、身体障害者手帳3級以上

【相談窓口】 市町村

## ■小児慢性特定疾患に係る医療費等の助成

### ○医療費の助成

小児の慢性腎疾患、呼吸器疾患等療養が長期にわたる11疾患群について、医療費の自己負担額を公費負担します。

(小児慢性特定疾患となる疾患群)

悪性新生物、血友病等血液疾患・免疫疾患、膠原病、神経・筋疾患、先天性代謝異常、慢性呼吸器疾患、糖尿病、内分泌疾患、慢性心疾患、慢性腎疾患、慢性消化器疾患

【相談窓口】 保健所、県庁保健福祉部医薬安全課特定保険対策班

### ○日常生活用具の給付

小児慢性特定疾患児を対象に、日常生活の便宜を図ることを目的に特殊寝台等の日常生活用具を給付します。

(給付品目)

便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車いす、頭部保護帽電気式たん吸引器、クールベスト、紫外線カットクリーム

【相談窓口】 市町村、保健所

---

## ■障害児施設医療費

---

指定重症心身障害児施設等、医療型の指定障害児施設に入所している児童は、その施設で受けた必要な医療について医療費の公費負担を受けることができます。自己負担は原則1割ですが、所得水準に応じて負担上限月額が設定されています。

【相談窓口】 [居住地を所管する児童相談所](#)

---

## ■障害児(者)の歯科診療

---

岡山県歯科医師会会員で障害者歯科診療協力医として、登録された歯科医療機関では、障害児の方の歯科診療を行っています。

【相談窓口】 [岡山県歯科医師会](#) TEL 086-224-1255



# 経済的支援 \*手当



Q：障害児のいる世帯には通常の児童手当の他にどんな手当があるのですか？



A：障害の程度等によって各種手当での支給があります。

## ■障害児福祉手当

身体又は知的・精神に重度の障害があり、日常生活に常に介護を必要とする20歳未満の重度障害児（在宅に限ります）に対し手当を支給します。

（手当額）（平成19年度）

月額 14,380円

※所得制限があります。

【相談窓口】市福祉事務所、町村、県民局福祉振興課障害福祉班

## ■特別児童扶養手当

身体又は知的・精神に障害のある20歳未満の児童を養育している父母、又は父母に代わって養育している方に手当を支給します。

（手当額）（平成19年度）

1級・・・一人につき 月額 50,750円

2級・・・一人につき 月額 33,800円

※所得制限があります。

【相談窓口】市福祉事務所、町村、県民局福祉振興課障害福祉班

## ■心身障害者扶養共済制度

心身障害児(者)を扶養する保護者が加入者となり、毎月一定の掛け金を納め、加入者が死亡又は重度障害者となった場合に、扶養する心身障害児(者)に年金が支給されます。

【相談窓口】市町村、県民局福祉振興課障害福祉班、県庁障害福祉課福祉推進班

# 経済的支援 \*税の優遇措置、各種割引



Q：障害児がいる家庭について税の優遇措置は何がありますか？



A：障害児がいる家庭には税金や公共料金等について、優遇措置や割引制度があります。

## 税制上の優遇措置

### ○所得税・住民税

所得税や住民税において、障害の程度により、障害者控除や特別障害者控除等で一定の金額が控除されます。

**【問い合わせ先】** 所得税・・・税務署  
住民税・・・市町村税務担当課

### ○自動車税

対 象	内 容	問い合わせ先
◎身体障害者・精神障害者本人運転の場合（対象となる障害が別途定められている） ◎生計を一にする者あるいは介護者が運転する場合 ・身体障害者（対象となる障害が別途定められています） ・知的障害者（療育手帳A判定の者） ・精神障害者（精神障害者保健福祉手帳1級）	自動車税の課税免除	自動車税事務所 課税管理課 086-273-9295 県民局税務部
・知的障害者（療育手帳A判定の者） ・精神障害者（精神障害者保健福祉手帳1級）	自動車取得税の課税免除	自動車税事務所審査課 086-272-1434 県民局税務部
なお、生計を一にする者あるいは介護者の運転の場合は、車の所有関係、使用目的、頻度等に条件があります。	軽自動車税の減免	市 町 村
	軽自動車取得税の課税免除	県自動車税事務所岡山分室 086-245-6200

## 旅客運賃の割引

### ○JR鉄道運賃の割引

対 象	割引対象乗車券類	割引率	備 考
第1種障害者と その介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	50%	キロ数に関係なく本人、介護者とも対象
第1種障害者とその介護者 又は12歳未満の障害者とその介護者	定期乗車券	50%	小児定期旅客運賃については割引を適用しません。介助者は1名のみ適用。
第1種、第2種障害者が単 独でご利用になる場合	普通乗車券	50%	片道の営業キロが100キロを超える場合

**【問い合わせ先】** JR各駅の乗車券販売窓口

※第1種や第2種の区分は身体障害者手帳、療育手帳に記載されています。

### ○国内航空運賃の割引

チケット等を購入するときに、身体障害者手帳または療育手帳を呈示して購入してください。  
割引率などくわしくは、航空会社にお問い合わせください。

**【問い合わせ先】 各航空会社の営業所又は代理店等**

### ○バス料金

料金を支払うとき、身体障害者手帳または療育手帳を呈示してください。  
割引率などくわしくは、バス会社にお問い合わせください。

**【問い合わせ先】 岡山県バス協会 TEL 086-272-1365**

### ○タクシー料金

タクシーの運賃をメーター表示額から1割引します。  
タクシー運賃を支払うときに身体障害者手帳または療育手帳を呈示してください

**【問い合わせ先】 岡山県タクシー協会 TEL 086-272-3451**

※利用券を交付している市町村もあります。

### ○有料道路

	第1種障害者	第2種障害者
本人のみ乗車の場合	50%割引	50%割引
本人以外の者の運転（本人同乗）	50%割引	割引なし

**【問い合わせ先】 市町村**

※割引を受けようとする場合は、あらかじめ市町村窓口にて車の登録、身体障害者手帳・療育手帳への記載、またETC利用の場合は、原則として障害者本人名義のETCカードを利用登録しておく必要があります。

## 公共料金等

### ○NHK放送受信料の減免

全額免除	身体障害者手帳を持っている方がいる世帯で、福祉事務所長が低所得世帯であると認めた場合 療育手帳(A)を持っている方がいる世帯で、市町村民税のかかっていない世帯
半額免除	世帯主(契約者)が視覚・聴覚または肢体不自由(1・2級)の身体障害者手帳を持っている場合

**【問い合わせ先】 NHK**

### ○郵便料金

点字郵便物や、重度の障害がある方又は知的障害の程度が重い方との間で図書のやりとりをする小包、聴覚障害者施設と聴覚障害者との間に郵便によるビデオテープの貸出、又は返却のために発受される小包について、割引があります。

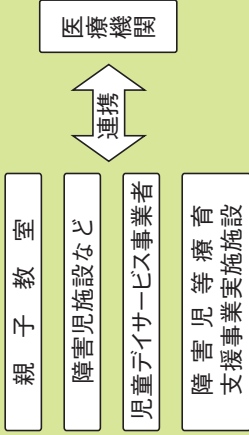
**【問い合わせ先】 郵便局**

### ○公共施設の利用料金

公共施設を利用する場合、入場料や利用料が減免又は免除になる場合があります。  
ご利用になる前に、施設窓口でご相談下さい。

# ライフステージごとの障害児(者)を支える仕組み

## 乳幼児期



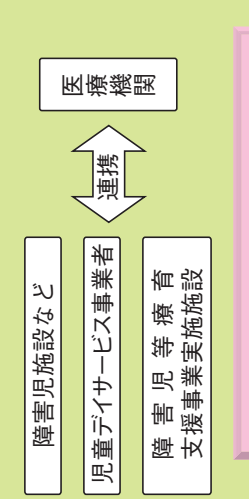
発達・療育支援

### 障害児保育

将来への不安、育児への不安、制度を知りたいなど。

相談へ

## 学齢期



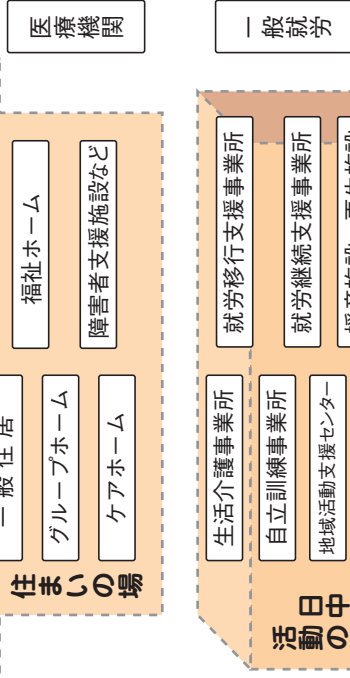
### 特別支援教育



養育への不安、進路への不安など。

相談へ

## 成人期



地域生活での不安、金銭管理、将来的な不安。働きたいなど。

相談へ

相談へ

就労支援

### 相談支援

子育て相談窓口 (市町村、保健所、児童相談所)  
障害児・者相談窓口  
指定相談支援事業者 など

子育て相談窓口 (市町村、保健所、児童相談所)  
障害児・者相談窓口  
指定相談支援事業者  
市町村教育委員会 (担当教員など) など

障害児・者相談窓口  
指定相談支援事業者 など  
岡山福祉相談センター  
ホームの世話人 など

ハローワーク  
障害者職業センター  
就業・生活支援センター など

### サービス

・ホームヘルプサービス  
・ショートステイ  
・日中一時支援 など

・ホームヘルプサービス  
・ショートステイ  
・日中一時支援  
・放課後児童クラブ  
・移動支援事業 など

・ホームヘルプサービス  
・ショートステイ  
・重度訪問介護  
・日中一時支援  
・移動支援 など



# 各機関連絡先一覧表

## 保健所

名称	所在地	電話番号	所管区域
岡山市保健所	〒700-8546 岡山市鹿田町1-1-1	086-803-1200	岡山市
倉敷市保健所	〒710-0834 倉敷市笹沖170	086-434-9800	倉敷市
岡山保健所	〒703-8278 岡山市古京町1-1-17	086-272-3950	玉野市、瀬戸内市、吉備中央町
東備保健所	〒705-0022 備前市東片上213-1	0869-64-2255	備前市、赤磐市、和気町
倉敷保健所	〒710-8530 倉敷市羽島1083	086-434-7020	総社市、早島町
井笠保健所	〒714-8502 笠岡市六番町2-5	0865-63-5252	笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町
高梁保健所	〒716-8585 高梁市落合町近似286-1	0866-22-4111	高梁市
新見保健所	〒718-8560 新見市新見2056-1	0867-72-1177	新見市
真庭保健所	〒717-0013 真庭市勝山620-5	0867-44-3111	真庭市、新庄村
津山保健所	〒708-0051 津山市椿高下114	0868-23-2311	津山市、鏡野町、美咲町、久米南町
勝英保健所	〒707-8585 美作市入田291-2	0868-72-0911	美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村

## 児童相談所

児童相談所名	所在地	電話番号	所管区域
中央児童相談所	〒700-0807 岡山市南方2-13-1	086-235-4152	岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町
倉敷児童相談所	〒710-0052 倉敷市美和1-14-31	086-421-0991	倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町
倉敷児童相談所高梁分室	〒716-0062 高梁市落合町近似286-1	0866-22-4111	高梁市
倉敷児童相談所高梁分室新見相談室	〒718-0011 新見市新見2056-1	0867-72-1177	新見市
津山児童相談所	〒708-0004 津山市山北288-1	0868-23-5131	津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町

## 精神保健福祉センター

機関名	所在地	電話番号	所管区域
岡山県精神保健福祉センター	〒703-8278 岡山県岡山市古京町1-10-101	086-272-8835	岡山県内全域

## 県障害福祉担当課

機 関 名	所 在 地	電話番号	担当業務、区域等
保健福祉部障害福祉課 福祉推進班	〒700-8570 岡山市内山下2-4-6	086-226-7362	身体障害者手帳、療育手帳 特別児童扶養手当等 心身障害者医療費公費負担 重症心身障害児(者)通園事業等
保健福祉部障害福祉課 障害者自立支援班	〒700-8570 岡山市内山下2-4-6	086-226-7345	障害福祉サービス、補装具、地域生活 支援事業等 障害者相談支援体制 障害児等療育支援事業
保健福祉部健康対策課 精神保健福祉班	〒700-8570 岡山市内山下2-4-6	086-226-7330	精神障害者保健福祉手帳 高次脳機能障害 引きこもり対策
保健福祉部医薬安全課 特定保険対策班	〒700-8570 岡山市内山下2-4-6	086-226-7342	育成医療 特定疾患・小児慢性特定疾患等医療費
備前県民局健康福祉部 福祉振興課障害福祉班	〒703-8278 岡山市古京町1-1-17	086-272-4029	岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、 赤磐市、和気町、吉備中央町
備中県民局健康福祉部 福祉振興課障害福祉班	〒710-8530 倉敷市羽鳥1083	086-434-7056	倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、 高梁市、新見市、浅口市、早島町、 里庄町、矢掛町
美作県民局健康福祉部 福祉振興課障害福祉班	〒708-0051 津山市椿高下114	0868-23-1298	津山市、真庭市、美作市、新庄村、 鏡野町、勝央町、奈義町、西栗倉村、 久米南町、美咲町

## 発達障害者支援センター

機 関 名	所 在 地	電話番号	運 営 法 人
おかやま発達障害者支援センター	〒703-8555 岡山市祇園地先	086-275-9277	(福)旭川荘

## 岡山県難病相談・支援センター

機 関 名	所 在 地	電話番号	運 営 法 人
岡山県難病相談・支援センター	〒700-0952 岡山市平田408-1 (岡山県南部健康づくりセンター内)	086-246-6284	(財)岡山県健康づくり財団

## 県税関係機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	所 管 区 域
備前県民局 税務部	〒700-8604 岡山市弓之町6-1	086-224-3141	岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、 赤磐市、和気町、吉備中央町
備中県民局 税務部	〒710-8530 倉敷市羽鳥1083	086-425-2111	倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、 高梁市、新見市、浅口市、早島町、 里庄町、矢掛町
美作県民局 税務部	〒708-0051 津山市山下53	0868-23-2311	津山市、真庭市、美作市、鏡野町、 勝央町、奈義町、久米南町、美咲町、 西栗倉村、新庄村
自動車税事務所	〒703-8245 岡山市藤原12	086-273-4290	

## お住まいの市町村の担当窓口等をご記入下さい。

### 市町村子育て相談窓口

窓 口 名	電 話 番 号	住 所	備 考

### 市町村障害福祉担当課

窓 口 名	電 話 番 号	住 所	備 考

### 市町村教育委員会

窓 口 名	電 話 番 号	住 所	備 考

### 相談支援事業所

窓 口 名	電 話 番 号	住 所	備 考

### そ の 他

窓 口 名	電 話 番 号	住 所	備 考

※本ガイドブックに紹介した制度以外に、お住まいの市町村独自の制度がある場合があります。  
気軽に相談しましょう。



古紙配合率70%再生紙を使用しています